

証券コード 171A
(電子提供措置の開始日) 2026 年 9 月 3 日
(発送日) 2026 年 9 月 10 日

株 主 各 位

埼玉県所沢市くすのき台三丁目 18 番地 5
リ ン ク ス ビ ル 5 階
株 式 会 社 ゼ ロ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 浅 村 裕 二

第 23 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 23 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://zerojapan.jp/irnews/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ゼロジャパン」又は「コード」に「171A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026 年 9 月 24 日（木曜日）17 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 25 日（金曜日） 9 時
2. 場 所 埼玉県所沢市くすのき台三丁目 18 番地 5 リンクスビル 5 階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 第 23 期（自 2025 年 7 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
議 案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(添付書類)

事業報告
(自 2025年7月 1日
至 2026年6月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が堅調に推移するなど、底堅く推移いたしました。一方で、中東情勢を背景とした資源価格の変動や海外経済の減速懸念、為替・株価の変動等により、先行き不透明な状況が続いております。

リユース業界におきましては、循環型社会への関心の高まりを背景に市場拡大が継続する一方、新規参入の増加や業界再編に向けたM&Aの活発化等により、競争環境は一層激化しております。このような状況の下、当社のリユース事業におきましては、歴史的な金相場高騰を背景として安定的な商品確保を目的に個人買取の強化に努めるとともに、業務効率化や商品加工の内製化による付加価値向上を推進してまいりました。また、ウェブ販売や自社オークション「ダイバーシティ・オークション」を中心としたオンライン販売を強化し、売上及び利益の確保に努めてまいりました。

不動産事業におきましては、空家再生やリノベーションによる不動産の付加価値創出に注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は4,377,901千円、営業利益は481,097千円、経常利益は437,840千円、当期純利益は268,103千円となりました。

なお、当社グループの連結業績につきましては、売上高4,617,678千円、営業利益は468,696千円、経常利益は424,525千円、親会社株主に帰属する当期純利益は336,959千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は金融機関からの新規借入により1,426,600千円を調達しました。主要な調達先別の借入金額の状況は次のとおりです。

金融機関名	調達額
株 式 会 社 足 利 銀 行	545,000千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	170,000千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	150,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	100,000千円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	100,000千円
株 式 会 社 八 十 二 長 野 銀 行	97,000千円

（４）対処すべき課題

リユース業界においては、持続可能な社会の実現に向けた意識の高まりを背景として市場の拡大が続いております。一方で、中東情勢をはじめとする地政学的リスクや資源価格の変動、不安定な為替・経済情勢など、事業を取り巻く外部環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。また、業界においては新規参入の増加や大手企業による M&A の活発化、オンラインプラットフォームの普及拡大等により競争環境が激化しており、買取力及び販売力の強化が重要な経営課題となっております。

このような環境のもと、当社グループは「すべてのステークホルダーの豊かさの追求と社会への貢献」という経営理念に基づき、リユース事業及び不動産事業を中核として持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

リユース事業においては、店頭買取、出張買取及びオンラインを活用した仕入機能の強化により安定的な商品確保に努めるとともに、自社オークション「ダイバーシティ・オークション」の機能拡充及び参加企業数の増加を通じて取扱高の拡大を図ってまいります。また、デジタル技術の活用による業務効率化及び顧客利便性の向上を推進し、競争力の強化に努めてまいります。

不動産事業においては、既存不動産ストックの有効活用を推進し、リノベーション及びデザイン改善による付加価値向上に取り組むことで、収益基盤の拡充を図ってまいります。また、快適で魅力ある住環境の提供を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

さらに、グループ経営の効率化、人材の確保・育成、コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の一層の強化に取り組むとともに、モノと住まいの価値流通を支えるデジタルインフラ企業として新たな価値創造を推進し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループが持続的な成長と企業価値向上を実現するために認識している主な経営課題及びその対応方針は以下のとおりであります。

①リユース事業

a. 個人買取の強化

安定的な商品確保はリユース事業の成長を支える重要な経営課題であります。当社グループは、集客力の高い商業施設を中心とした買取専門店の出店を推進するとともに、既存顧客との接点強化及び顧客データの活用を通じてリピート率の向上を図り、継続的な仕入基盤の拡充に取り組んでまいります。

b. マイスター育成による査定力の向上

リユース市場においては、商品価値を適切に見極める査定力が競争力の源泉であると認識しております。当社グループでは、社内資格認定制度や教育研修制度の充実、実践的なOJTを通じて専門人材（マイスター）の育成を推進し、査定品質の向上と事業基盤の強化を図ってまいります。

c. 付加価値創出による差別化の推進

当社グループは、買取商品に対する研磨、修復及び再生加工等を通じて付加価値を創出し、市場に提供しております。今後も再生加工体制の拡充及び技術力の向上を進めることで、顧客満足度の向上と競争優位性の確立に取り組んでまいります。

d. オークション事業及びプラットフォーム機能の拡大

当社グループが主催する「ダイバーシティ・オークション」の機能強化及び参加事業者の拡大を推進し、流通インフラとしての価値向上を図ってまいります。また、デジタル技術の活用や他社プラットフォームとの連携を進めることで、GMV（流通取引総額）の拡大と収益機会の創出に取り組んでまいります。

②不動産事業

人口減少や空家の増加といった社会課題を事業機会として捉え、既存不動産ストックの再生及び有効活用を推進してまいります。リノベーションやデザイン改善による付加価値向上を通じて魅力的な住環境を提供するとともに、循環型社会の実現に貢献する事業モデルの構築を進めてまいります。また、リユース事業に次ぐ第二の事業の柱として事業規模の拡大と収益基盤の強化に取り組んでまいります。

③グループ経営基盤の強化

当社グループは、リユース及び不動産領域における価値流通を支えるデジタルプラットフォームの構築を推進し、中長期的には流通インフラ企業としてのポジション確立を目指しております。デジタル技術の活用による業務効率化及び顧客利便性の向上に加え、事業者間取引を支えるプラットフォーム機能の強化を通じて、新たな収益機会の創出及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

a. 人財及び組織の開発

持続的な成長を実現するためには、人財の確保・育成及び組織力の向上が重要であると認識しております。働きがいのある職場環境の整備に加え、教育研修制度やキャリア形成支援制度の充実を図ることで、社員一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織づくりを推進してまいります。

b. ガバナンス及びリスクマネジメントの強化

企業価値向上と持続的成長を支える基盤として、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメント体制の強化に取り組んでおります。重要リスクの継続的な見直し、情報セキュリティ対策の強化、コンプライアンス教育の充実及びBCP（事業継続計画）の整備等を通じて、健全かつ透明性の高い経営体制の構築を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 20 期 2023 年 6 月期	第 21 期 2024 年 6 月期	第 22 期 2025 年 6 月期	第 23 期 2026 年 6 月期
売上高 (千円)	3,065,403	3,517,398	3,589,858	4,377,901
営業利益 (千円)	207,349	333,839	217,480	481,097
経常利益 (千円)	196,768	269,540	189,491	437,840
当期純利益 (千円)	160,060	174,586	105,026	268,103
1 株当たり当期純利益 (円)	200.07	218.23	131.28	335.13
総資産 (千円)	1,263,686	2,730,068	3,801,275	4,897,222
純資産 (千円)	401,035	575,621	680,648	948,751
1 株当たり純資産 (円)	501.29	719.52	850.81	1,185.94

(注) 当社は 2024 年 1 月 11 日付けで普通株式 1 株につき 40 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 20 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の所有 割合 (又は被 所有割合)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 明正地所	埼玉県所沢市	30,000	不動産業 (買取再販)	100%	経営指導 当座貸越に係 る銀行保証
(連結子会社) 株式会社 京榮建設 不動産	東京都練馬区	100,000	不動産業 (リノベーション、施工 管理)	100%	経営指導 グループ保有 不動産のリフ ォーム

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当しております。

(7) 主要な事業内容

事業	内容
リユース事業	貴金属、宝飾ジュエリー及びブランド商品等の買取販売
不動産事業	不動産の賃貸、リノベーション及び再販

(8) 主要な営業所

事業所	住所
本社	埼玉県所沢市
営業店舗	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、群馬県 計 37 店舗

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103 名	△ 1 名	45.9 歳	6 年 5 ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株 式 会 社 足 利 銀 行	915,584 千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	474,251 千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	306,399 千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	278,747 千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	264,368 千円
埼 玉 県 信 用 金 庫	246,654 千円
株 式 会 社 八 十 二 長 野 銀 行	183,497 千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	167,588 千円
飯 能 信 用 金 庫	131,326 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 800,000 株
- (3) 株主数 4 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
浅村 裕二	799,600 株	99.95%
三巧商事株式会社	200 株	0.03%
株式会社グロースウェル	100 株	0.01%
ツキワッカ株式会社	100 株	0.01%

(注) 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	浅 村 裕 二	
取 締 役	大 内 功	営業本部長
取 締 役	井 本 幸 一	管理本部長
取 締 役	滝 沢 淳	税理士法人グリュック 代表社員
監 査 役	大 日 方 和 幸	常勤監査役
監 査 役	阿 部 大 亮	税理士法人阿部会計 代表
監 査 役	岸 川 康 太 郎	あさひ弁護士法人 社員弁護士

(注) 1. 滝沢淳氏は社外取締役であります。

2. 阿部大亮氏及び岸川康太郎氏は社外監査役であります。

3. 監査役阿部大亮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役滝沢淳氏、監査役阿部大亮氏及び岸川康太郎氏は、当社と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限定額は、法令が規定する額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	42,600 (2,000)	42,600 (2,000)	-	-	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,450 (3,300)	6,450 (3,300)	-	-	3 (2)

(注) 1. 取締役の報酬等の額は、2023 年 9 月 20 日開催の第 20 回定時株主総会において、年額 1 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 4 名です。

2. 監査役の報酬等の額は、2025 年 12 月 11 日開催の臨時株主総会において、年額 2,000 万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、上記「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。社外役員の兼職先と当社との間には重要な取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
滝沢 淳	社外取締役	2025 年 9 月 26 日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には 17 回全てに出席し、議案審議等につき、税理士として培ってきた豊富な経験・知見から 適宜発言を行っております。
阿部 大亮	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には 19 回の内、18 回に出席し、議案審議等につき、公認会計士として培ってきた豊富な経験・知見から 適宜発言を行っております。
岸川 康太郎	社外監査役	2025 年 9 月 26 日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には 17 回の内全てに出席し、議案審議等につき、弁護士として培ってきた豊富な経験・知見から 適宜発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

東光有限責任監査法人は当社と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

22,000 千円

当社監査役会が東光有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項及び第 3 項 の同意を行っております。

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

7. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織又は特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、法令、定款及び社内規程の遵守を徹底しております。
- ・リスク・コンプライアンス管理規程及び内部通報規程を整備し、不正行為等の早期発見及び是正に努めております。
- ・コンプライアンス研修等を実施し、役職員の法令遵守意識の向上を図っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期すとともに、検索性の高い状態で保存・管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク・コンプライアンス管理規程に基づき、事業活動に伴う各種リスクを把握、分析及び評価し、適切な管理を行っております。
- ・重要なリスクが顕在化した場合には、速やかに取締役会へ報告し、必要な対策を講じる体制としております。
- ・内部監査において、リスク管理体制の運用状況及び有効性を監査し、必要に応じて改善を行っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。
- ・取締役は、取締役会で決定した経営方針等に基づき職務を執行し、その執行状況を取締役

会へ報告しております。

- ・職務権限規程及び組織・業務分掌規程等を整備し、責任及び権限を明確化することで、迅速かつ効率的な業務執行体制を構築しております。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っております。
- ・子会社の重要事項については、当社の承認又は報告を要する体制としております。
- ・子会社から定期的な業務報告を受けるとともに、必要に応じて当社役職員を派遣し、グループ全体の業務の適正を確保しております。

f. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な情報を適時適切に提供しております。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と連携し、監査の実効性向上を図っております。
- ・監査役の職務執行に必要な費用については、会社が負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長浅村裕二が議長を務め、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

当事業年度において取締役会を19回開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、経営上の重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行いました。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定に努めております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役大日方和幸が議長を務め、3名の監査役で構成されております。

当事業年度において監査役会を7回開催し、監査方針及び監査計画の策定、監査結果の共有並びに重要事項の協議を行いました。また、各監査役は取締役会等の重要会議へ出席し、取締役の職務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査担当者との連携を通じて監査の実効性向上に努めております。

c. コンプライアンス及びリスク管理

当社は、リスク・コンプライアンス管理規程及び内部通報規程に基づき、法令遵守体制の整備及び運用を行っております。また、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

d. グループ会社管理

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から定期的に経営状況及び業務執行状況の報告を受けるとともに、重要事項については事前承認又は報告を求めることにより、グループ経営管理の実効性向上に努めております。

e. 内部監査

当社は、内部監査計画に基づき、各部門及び関係会社を対象とした内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役及び監査役へ報告するとともに、改善状況の確認を行い、内部統制の有効性向上に努めております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	552,775	買掛金	1,143
売掛金	39,153	短期借入金	578,000
商品	465,001	1年以内返済長期借入金	212,544
販売用不動産	186,617	未払金	19,602
仕掛販売用不動産	2,063	未払費用	82,417
前払費用	19,824	未払法人税等	137,567
その他	3,281	その他	34,004
流動資産合計	1,268,717	流動負債合計	1,065,280
【固定資産】		【固定負債】	
[有形固定資産]		社債	200,000
建物及び構築物	1,578,206	長期借入金	2,447,087
工具、器具及び備品	6,653	退職給付引当金	47,705
土地	1,481,498	役員退職慰労引当金	18,650
建設仮勘定	2,444	修繕引当金	46,533
有形固定資産合計	3,068,803	資産除去債務	68,404
[無形固定資産]		その他	54,808
ソフトウェア	21,724		
その他	2,902		
無形固定資産合計	24,627		
[投資その他の資産]		固定負債合計	2,883,189
関係会社株式	331,597	負債合計	3,948,470
差入保証金	90,687		
長期前払費用	21,059	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	91,689	【株主資本】	
その他	40	[資本金]	100,000
		[利益剰余金]	
		(その他利益剰余金)	
		固定資産圧縮積立金	4,807
		繰越利益剰余金	843,944
		利益剰余金合計	848,751
投資その他資産合計	535,073	株主資本合計	948,751
固定資産合計	3,628,504	純 資 産 合 計	948,751
資 産 合 計	4,897,222	負債・純資産合計	4,897,222

損 益 計 算 書

〔 自 2025 年 7 月 1 日
至 2026 年 6 月 30 日 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,377,901
売上原価		2,760,310
売上総利益		1,617,590
販売費及び一般管理費		1,136,493
営業利益		481,097
営業外収益		
受取利息	1,036	
助成金収入	2,393	
その他	2,899	6,329
営業外費用		
支払利息	46,449	
その他	3,136	49,586
経常利益		437,840
特別損失		
減損損失	21,459	
固定資産除却損	2,226	
投資有価証券評価損	10,999	
臨時修繕費	2,038	36,723
税引前当期純利益		401,116
法人税、住民税及び事業税	174,279	
法人税等調整額	△41,265	133,013
当期純利益		268,103

株主資本等変動計算書

（ 自 2025 年 7 月 1 日
至 2026 年 6 月 30 日 ）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	繰延 利益剰余金			
期首残高	100,000	7,083	573,565	580,648	680,648	680,648
事業年度中の変動額						
当期純利益			268,103	268,103	268,103	268,103
圧縮積立金の取崩		△2,275	2,275	-	-	-
当期変動額合計	-	△2,275	270,379	268,103	268,103	268,103
期末残高	100,000	4,807	843,944	848,751	948,751	948,751

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品（個別管理商品）

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

③ 修繕引当金

特定の設備に係る修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

リユース品の買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

不動産販売については、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。不動産賃貸については、主に当社が所有する不動産の賃貸等を行っており、賃貸期間の経過に応じて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
商品評価損	2,875千円
商品の貸借対照表計上額	465,001千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりますが、収益性の低下が認められる商品及び一定期間を超えて滞留する商品を抽出し、一定の評価基準に基づいた簿価切下げ額の見積り計上をしております。

・ 期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

・ 流行により価格が大きく変動する商品については、実際に販売できると見込まれる価格を見積って貸借対照表価額とする。

商品の評価の見積りにあたっては、その時点での入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
減損損失	21,459

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失の認識にあたってキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗又は物件を基本単位として、グルーピングを行っております。

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、他店舗との競合状況、店舗の金・プラチナの相場、時計の市況により大きく影響を受けます。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 253,275千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,292,375 千円
土地	1,352,510 千円
販売用不動産	19,696 千円
計	2,664,582 千円

② 担保に係る債務

短期借入金	28,000 千円
1年以内返済長期借入金	155,868 千円
長期借入金	2,174,343 千円
計	2,358,211 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権	433 千円
----------------	--------

② 関係会社に対する金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務	1,386 千円
----------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	69,642千円
営業取引以外の取引（収入分）	23千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	800,000 株
------	-----------

6. 金融商品関係に関する注記

（金融商品の状況に関する事項）

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、資金調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスク、賃貸借契約に係る差入保証金は、差入先の信用リスクにそれぞれ晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債は、商品仕入及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後21年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業部門が取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(金融商品の時価等に関する事項)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	90,687	81,408	△9,278
資産計	90,687	81,408	△9,278
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	200,000	194,689	△5,310
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,659,631	2,635,584	△24,047
負債計	2,859,631	2,830,273	△29,358

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価額のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	331,597
投資有価証券	0
営業保証金	606
出資金	40

7. 賃貸等不動産に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県を中心に、賃貸用の建物・土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,337,616千円	639,947千円	2,977,564千円	3,051,631千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は取得(727,517千円)によるものであり、主な減少額は減価償却費(87,570千円)によるものであります。

3. 当事業年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,958千円
商品評価損	779千円
投資有価証券評価損	3,862千円
契約負債	283千円
販売用不動産	2,100千円
資産除去債務	9,515千円
修繕引当金	16,337千円
減損損失	10,560千円
未払賞与	13,681千円
退職給付引当金	16,749千円
役員退職慰労金引当金	6,548千円

繰延税金資産合計	93,377 千円
----------	-----------

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△1,687 千円
---------	-----------

繰延税金負債合計	△1,687 千円
----------	-----------

繰延税金資産純額	91,689 千円
----------	-----------

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株 主（個人）	浅村裕二	(被所有) 直接 99.95%	当社代表 取締役	不動産賃貸契 約に対する債 務被保証 (注)	27,276	—	—

(注) 当社は一部の不動産賃貸契約に対して債務保証を受けております。取引金額には年間賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,185 円 94 銭

(2) 1株当たり当期純利益 335 円 13 銭

1 1. 重要な後発事象

(不動産の取得及び資金調達)

当社は、2026 年 7 月 6 日、2026 年 8 月 6 日、及び 2026 年 8 月 14 日開催の取締役会において、下記の不動産 5 物件の取得及び当該不動産の取得に伴う資金調達を行うことを決議いたしました。

取得の理由

安定的な賃料収入が見込める収益物件として、下記に記載いたしました不動産物件を取得いたします。本件取得により、貸借対照表上の資産、負債が約 364 百万円増加いたしますが、対象対象物件はいずれも安定的な賃貸需要が見込まれる立地に所在しており、中長期的な収益基盤の強化及び企業価値向上に資するものと判断しております。

所在地	種類	地積/延床面積	取得価額
群馬県伊勢崎市	土地及び建物	土地 979.80m ² 、建物 158.99m ²	62,000 千円
栃木県下野市	土地及び建物	土地 1,064.80m ² 、建物 390.60m ²	105,000 千円
埼玉県吹上市	土地及び建物	土地 345.87m ² 、建物 590.57m ²	85,000 千円
茨城県筑西市	土地及び建物	土地 732.31m ² 、建物 186.77m ²	60,000 千円
群馬県館林市	土地及び建物	土地 159.50m ² 、建物 256.07m ²	52,000 千円

取得先の概要

(物 件)	(取得先)
群馬県伊勢崎市	株式会社景勝
栃木県下野市	株式会社home village
埼玉県吹上市	東邦レマック株式会社
茨城県筑西市	個人(1名)
群馬県館林市	個人(1名)

なお、当該取得先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当いたしません。

取得の日程

	群馬県伊勢崎市物件	栃木県下野市物件	埼玉県吹上市物件
(1)取締役会決議日	2026 年 7 月 6 日	2026 年 8 月 6 日	2026 年 8 月 14 日
(2)契約締結日	2026 年 7 月 9 日	2026 年 8 月 7 日	2026 年 8 月下旬(予定)
(3)物件引渡期日	2026 年 7 月 31 日	2026 年 10 月 30 日	2026 年 9 月以降(予定)

	茨城県筑西市物件	群馬県館林市物件
(1)取締役会決議日	2026 年 8 月 14 日	2026 年 8 月 14 日
(2)契約締結日	2026 年 8 月下旬(予定)	2026 年 8 月下旬(予定)
(3)物件引渡期日	2026 年 9 月以降(予定)	2026 年 9 月以降(予定)

資金の借入について

対象不動産の取得にあたりましては、自己資金並びに金融機関からの借入金により充当いたします。なお、自己資金及び借入金の充当割合等の詳細につきましては、現在協議及び検討を進めております。

今後の見通し

本件取得により、当社の連結貸借対照表上の資産及び負債がそれぞれ 364 百万円増加する見込みであります。また、取得対象物件からの賃料収入等の発生が見込まれますが、2027 年 6 月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 27 日

株式会社ゼロジャパン
取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 中川 治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 杉本 拓司

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ゼロジャパンの 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 23 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 8 月 27 日

株式会社ゼロジャパン 監査役会

常勤監査役 大 日 方 和 幸 ⑩

社外監査役 阿 部 大 亮 ⑩

社外監査役 岸 川 康 太 郎 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

議 案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、経営環境の変化や事業内容の見直しに応じて事業目的を追加してまいりましたが、現在は実施していない事業に係る目的事項が定款上に残存しております。

このため、現行の事業内容及び今後の事業展開に即した定款とすることを目的として、現在行っていない事業に関する目的事項を削除し、事業目的の整理を行うものであります。

なお、本変更は当社の主たる事業内容を変更するものではなく、現状の事業実態に合わせて定款を整備するものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (省略) 1. ～ 5. (省略) <u>6. 一般廃棄物の回収、運搬及び処理</u> <u>7. 引越の請負</u> <u>8. ～19. (省略)</u> <u>20. 生命保険の募集に関する業務</u> <u>21. 質屋業</u> <u>22. ～24. (省略)</u>	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～ 5. (現行どおり) (削除) (削除) <u>6. ～17. (現行どおり)</u> (削除) (削除) <u>18. ～20. (現行どおり)</u>

以 上

[illegible]

[illegible]

[illegible]